

広報お知らせ版

編集と発行 ● 鶴田町企画観光課 Tel.22-2111 内線 261

鶴田町新エネルギー設備 設置事業の実施について

《建設整備課》

町では、住宅用太陽光発電システムの導入を支援するため、補助事業を実施します。

●申請できる方

- ① 町税等を滞納していない方
- ② 電力事業者と電力受給に関する契約を締結する方
- ③ 新築・既存住宅に設備を設置する方
または設備付きの建売住宅を購入する方

●補助金の額

三万円／kw（上限十二万円）

●受付期間

平成三十年一月三十一日（水）まで

※補助金の予算の範囲内で先着順とします。

※提出書類は建設整備課で配布するほか、鶴田町ホームページ（<http://www.town.tsuruta.lg.jp/>）からもダウンロードできます。

●申し込み・問い合わせ先

建設整備課 土木班
（内線285）



鶴田町婦人会 会員募集しています

募集中!



《教育委員会》

「鶴田町婦人会」は平成二十九年度より「鶴田町連合婦人会」から名称を改め、活動します。

めまぐるしく変化する現代社会の中、女性の立場から共通の問題を話し合い、住みよい鶴田町をつくるため、婦人会に入りませんか。

●対象者

町内在住の女性
（未成年者を除く）

●問い合わせ先

鶴田町公民館
☎22-2818



納め忘れはありませんか？

- ◎町・県民税 ◎固定資産税
- ◎軽自動車税 ◎国民健康保険税

汚れが落ちない食品包装容器は「燃えるごみ」へ

軽自動車税の 減免申請受付

《税務会計課》

身体障害者などの手帳の交付を受けている方が所有する軽自動車、または障害者などのために生業、通院、通学などで利用する軽自動車の税金は、一定の条件に該当するときは申請をして減免を受けることができます。

●対象者

身体障害者・戦傷病者・愛護・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

●減免となる軽自動車

①身体障害者および戦傷病者が所有する車で、その人が運転するもの

②身体障害者で年齢が十八歳未満の方、精神障害者または知的障害者の方と生計を同じくする方が所有して運転するもの

③身体障害者などが所有する車で身体障害者などのため（身体障害者のみで構成された世帯）常時介護する人が運転するもの

※ただし、一人の障害者などについて一台とします。

●減免申請の手続き

・身体障害者などの手帳および運転免許証（コピー可）

・本人が申請する場合は、申請者の個人番号・法人番号が記載されているもの（マイナンバーカードまたは通知カード。どちらもコピー可）

・代理の方が申請する場合は、代理の方の個人番号・法人番号が記載されているもの（マイナンバーカードまたは通知カード）および運転免許証等本人確認できるもの（どちらもコピー可）

・平成二十九年度軽自動車税納税通知書

・②・③に該当する方は生計同一証明書・常時介護証明書

・印鑑
・申請書（用紙は税務会計課にあります）

●申請の時期

軽自動車税納税通知書を受けた日から五月三十一日（水）まで

※障害者などの減免申請は、軽自動車税（町税）か自動車税（県税）のいずれかに限りま

すのでご注意ください。

●問い合わせ先
税務会計課 税務相談班
（内線122）



ココリラ倶楽部

～あなたの健康と未来のために～

健康に気をつけたいのに、どうしてもわからない…一人で運動を続けるのがなかなか難しい方など、心身をリラックスするひと時を体験しませんか？老若男女を問いません。皆さまのご参加をお待ちしております。

●場 所：鶴田町保健福祉センター「鶴遊館」

●参加費：無料

●持ち物：タオル・飲料水

※事前の申込みは不要です。



①笑いヨガ：10：00～11：00

・5月 2日、16日 ・6月 6日、20日 ・7月11日、18日

講 師：津島 弘美氏

②ココリラ体操：10：00～11：00

・5月15日、29日 ・6月12日、26日 ・7月10日、24日

講 師：鬼武 由美子氏

③ヨ - ガ：10：00～11：00

・5月17日、24日 ・6月14日、21日 ・7月12日、19日

講 師：渋谷 るり子氏

●問い合わせ先：鶴田町社会福祉協議会内 鶴田町地域包括支援センター

☎ 22-3394

危険物取扱者保安講習について

下記のとおり危険物取扱者講習を開催します。

●講習日

6月22日（木）



●会場

プラザマリユウ五所川原

●申込期間

5月16日（火）～29日（月）

※申請書は消防本部予防課および鶴田消防署にあります。（5月上旬より）

●問い合わせ先

▽五所川原地区消防事務組合
消防本部予防課

☎ 35-2020

▽鶴田消防署

☎ 22-2131



平成29年度町税納期限一覧表

鶴 田 町

税 目 月 別	固定資産税	町・県民税	国 保 税	軽自動車税
平成29年 4 月				
5 月	1 期 (5月31日)			1 期 (5月31日)
6 月		1 期 (6月30日)		
7 月	2 期 (7月31日)		1 期 (7月31日)	
8 月		2 期 (8月31日)	2 期 (8月31日)	
9 月	3 期 *(10月2日)		3 期 *(10月2日)	
10 月		3 期 (10月31日)	4 期 (10月31日)	
11 月	4 期 (11月30日)		5 期 (11月30日)	
12 月		4 期 *(1月4日)	6 期 *(1月4日)	
平成30年 1 月				
2 月				
3 月				

◎納期限は末日となります(口座振替も同じです)。

*納期限が休日、または金融機関の休業日のときは、その翌営業日が納期限となります。平成29年度では、9月(固定資産税3期と国保税3期)と12月(町・県民税4期と国保税6期)が、その月に該当します。

☆納税相談、分納の手続きなどはお早めに！

☆納期限を忘れて督促を受けないよう心掛けましょう。

(督促を受けると、督促手数料や延滞金が発生します)

問い合わせ先 税務会計課 出納徴収班 (内線 1 2 3 ・ 1 2 4)

“ 納税で あなたも参加 まちづくり ”

平成29年

5月

町の保健だより

健康保険課 健康長寿班
連絡先（内線 131～133）

【平成29年度 集団健診申込書は届きましたか】

健診の対象者がいる世帯に、4月20日以降に保健協力員を通して、「平成29年度 鶴田町 集団健診申込書」をお配りしています。（申込締切：5月8日（月））

＜婦人健診＞ 子宮頸がん・卵巣がん検診、乳がん検診

●7月2日～7月4日、7月19日～7月22日・・・計7日間

＜総合健診＞ 特定健診、胃がん検診、大腸がん検診、

肺がん・結核検診、前立腺がん検診

●8月18日～9月12日・・・20日間

●12月3日～12月4日・・・2日間

計22日間

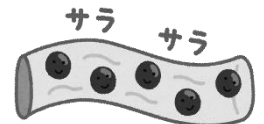
※詳しくは、申込書
と同時配布の「平成
29年度集団健診の
お知らせ」をご覧に
なって、ぜひお申し
込みください。



☆「特定健診」は、血管を守るための健診で、自分の体の中で今何が起こっているのか、血管の変化を知ることができます。

また「がん検診」は、年に一度受けることで安心できます。

健診を受診して、体からの“声”に耳を傾けましょう！



【「傾聴サロン」に来てみませんか】

気持ちが沈んでいるときなど、誰かに話を聞いてもらいたいことはありませんか？
鶴田町傾聴ボランティア養成講座修了生による「つるりんの会」が、あなたのお話をじっくりと聴きます。お話した内容の秘密は厳守します。安心しておいでください。

・日時：5月1日（月）・15日（月） 午後1時～3時

・場所：鶴遊館 栄養指導室



【健康運動教室】毎月 月・木曜日開催 ※申し込み不要

・開催日：5月1日（月）・8日（月）・18日（木）・22日（月）・25日（木）

・場 所：鶴遊館

・時 間：午前10時～11時

※運動できる服装でおいでください。お茶、お水、タオルなどをお持ちください。



「傾聴から始まるカウンセリング基礎講座」のお知らせ **

日頃から人の話を聴く技術を身に付けたいと感じている方、相談活動に従事している方は、この機会にぜひ受講してみませんか。

●受講対象 ①あおもりのちの電話の相談ボランティアになることを希望する方で、
20歳以上の方（職業、学歴は問いません。年齢の上限はありません）

②相談活動、福祉や医療などの援助活動に関わっている方、または目指している方

③傾聴に基づいたカウンセリングを学びたい方

●日時 平成29年5月20日～7月8日 毎週土曜日 午後2時～4時

●会場 弘前市社会福祉センター

●受講料 1講座 1,000円

●申込締切 平成29年5月12日（金）

お問い合わせ先 NPO 法人あおもりのちの電話

TEL：0172（38）4343

FAX：0172（38）5355